

世田谷区「能登半島地震災害支援金」のお取扱いについて

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様には心からお見舞い申し上げます。
世田谷区では、能登半島地震により被災した自治体の復旧または復興を支援するため、支援金を募集し、被災自治体に寄贈します。

当金庫も、積極的に支援するため、下記により支援金を受け付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 支援金の名称

「能登半島地震災害支援金」

2. 支援金使途

世田谷区が被災した自治体の復旧または復興を支援するため、支援金を募集し、被災自治体へ寄贈。

3. 取扱期間

2024年1月5日（金）～2025年12月26日（金）

※取扱期間が2024年12月27日まででしたが、延長になりました。

4. お振込先

信用金庫名：昭和信用金庫

店 舗 名：本店

預 金 種 目：普通預金

口 座 番 号：1278106

口 座 名 義：能登半島地震災害支援金 世田谷区長 保坂展人

5. 振込手数料

無料（窓口の場合）

※硬貨50枚以上だった場合の硬貨入金手数料免除

《所得税、住民税、法人税の寄附金控除の手続をとられる方へ》

本支援金をお振込みいただいた際の振込依頼書の控え（振込金受取書）が所得税等の寄附金控除の手続きにおける証明書類となります。この場合における手続きの際は、世田谷区のホームページ、広報誌「区のお知らせ」の災害支援金募集記事の添付が必要となります。

※ 詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

以上